

公有財産有償貸付契約書（案）

（大和市広告付き地図・庁舎案内板設置運営業務）

貸付人 大和市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした有償契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、別紙のとおりとする。

（用途の指定）

第 3 条 乙は、貸付物件を、「大和市広告付き地図・庁舎案内板設置」の用途（以下「指定用途」という。）として自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づき、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されず、前条に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

2 甲は、前条に規定する期間満了の 1 年前から 6 か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間満了内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から 6 か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付料）

第 6 条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

2 この契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等に変動が生じた場合において、甲は、この契約をなんら変更することなく、契約金額（又は契約単価）に相当額を加減して請求することができるものとする。

（貸付料の支払い）

第7条 第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次のとおり、甲の指定する日までに納入しなければならない。

年 次	納付金額	納入期限
第1年次	円	令和8年4月30日
第2年次	円	令和9年4月30日
第3年次	円	令和10年4月30日
第4年次	円	令和11年4月30日
第5年次	円	令和12年4月30日

（電気料の支払い）

第8条 乙は、前条の貸付料のほかに、この契約に基づき設置した機器が使用する電気の使用料として、設置機器の定格電力消費量に応じて甲が定める電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を納めなければならない。

2 乙は、甲の指定する日までに甲（又は甲が指定する管理者）に電気料を支払わなければならない。

（延滞金）

第9条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

（契約不適合）

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないものであることを知った場合であっても第6条に規定する貸付料の減額又は損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、設置場所について随時使用状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合

金 [貸付料の1年分に相当する額] 円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金 [貸付料の1年分に相当する額の3倍の額] 円

2 前項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(甲による契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、手形、若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。

(4) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたと

き。

- (5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約をしがたいと認めたとき。

- 2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損失の補償を求めることができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項（第8条の2第1項又は第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第65条又は第67条による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が

同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等(法人、団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(乙の都合による契約の解除)

第21条 乙が、自らの都合により契約の解除を希望する場合は、これを希望する日の3か月以上前までに、契約解除申出書を甲に提出しなければならない。また、甲は、契約解除に当たって、乙に対して次の事項を課すこととする。

- (1) 乙が当該年度中に納付した貸付料等は返還しない。
- (2) 甲は、乙に対して、第17条に定める違約金とは別に、1年間の貸付料に相当する金額の違約金を請求する。

(原状回復)

第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第23条 甲は、第18条第2項の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付

料等のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第18条(第2項を除く。)から第21条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴訟の管轄は、大和市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

甲 住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

名 称 大和市

氏 名 大和市長 古谷田 力 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印